

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和6年6月13日(木) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野扉 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課副参事	滝 本 仁
庶務議事課主査	椎 名 紗央里
庶務議事課主事	田 上 洋 子

令和6年第2回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和6年6月13日（木）午前10時開議

日程第 1． 一般質問

日程第 2． 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 3． 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 4． 議案第42号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について

日程第 5． 議案第43号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

日程第 6． 議案第44号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 7． 議案第45号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

日程第 8． 議案第46号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 9． 議案第47号 物品購入契約の締結について

日程第10． 議案第48号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について

日程第11． 意見書案第2号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について

日程第12． 意見書案第3号 小学校、中学校及び義務教育諸学校の学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

日程第13． 意見書案第4号 地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について

日程第16． 休会の件

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

ここで、10番大森和夫議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。10番大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 昨日の私の一般質問の中で、3番目としまして、学び合いの教育方針の変更について伺いました。

学校関係者からの情報では、校長会で教育長通知の受け取りを拒否されたという項目については、確認は取れておりませんがということで、事実確認ができておりませんでしたので、確認が取れていないという一文を追加訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、3番藤田尚美議員。

〔3番藤田尚美議員登壇〕

○3番 藤田尚美 議員 改めまして、おはようございます。

公明党の藤田尚美です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、こども誰でも通園制度についてであります。

こども未来戦略方針において、0歳から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があります。牛久市は、451人未就園で0から2歳児、4割に当たっております。こども基本法には、全ての子供の権利を守ることが基本理念として定めており、保育園や認定こども園、幼稚園等に通っていない子供を含め、全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要であります。

このこども誰でも通園制度は、親の就労の有無にかかわらず、保育園などを時間単位で柔軟に利用できる仕組みを構築するもので、未就園児の親の育児負担の軽減や孤立化を防ぐのが目的であります。

子育ては、誰にも悩みを打ち明けられず、孤立した育児に陥る可能性があります。こうした問題は家庭内で起きるため、虐待や発達の遅れといった課題を抱えていても、発見が遅れがちになる現状であります。そうしたことから、こども誰でも通園制度を利用することで、親がリフレッシュしたり、保育士から助言を受けたりすることができ、孤立化の防止につながります。

現行の子どものための教育・保育給付と異なり、就労要件を問わず、保育園等に通っていない子供も保育園等で過ごす機会を保障し、支援していくということは、従来の保育における大きな転換点であります。

国は、2026年度からの本格実施に向け、今年度は全国150の市区町村で試行事業を行う予定であります。本市においては、いつからこのこども誰でも通園制度をスタートする予定で準備を進めていくのか。現時点ではどのようなことが課題となるのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを支えることを目的に、親が就労していなくても、時間単位などで子供を預けられるようにする新たな通園制度です。国の示す令和8年度の本格実施に向けて、当市でも準備を進めているところです。

まず、令和8年度以降の本市における必要量について、国からの算出例に基づき算出した推計値と、市内保育施設から報告された受入れ可能量を比較したところ、現段階では必要受入れ時間数3,310時間に対し、受入れ可能時間数6,896時間であり、計算上、受皿の確保は整っている状態となっております。

本格実施に向けての課題としましては、現状においては、詳細について国からの提示がないため、事務の流れや事務量の積算ができず、人員確保量が算定できないこと。一時預かり保育とのすみ分けや障害を持つお子様の受入れに当たっての人員配置と環境の整備等が上げられます。国からの情報やモデル事業を実施している自治体の状況を参考に、事業の準備を進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、一時保育事業とのすみ分けについて伺います。

こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労条件を問わず利用できる仕組みとして創設されるものでありますが、その意義は、一時預かり事業のように、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児、子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育園等において一時的な預かりが望ましいと思われる乳児または幼児を対象に一時的に預かり、必要な保護を行う、言わば保護者の立場からの必要性に対応するものとは異なり、子供を中心に考え、子供の成長の観点から、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備することを目的としているものであります。

この一時預かり保育事業と、こども誰でも通園制度、どちらも市民が利用がしやすくなるよう、実情に合わせて一時預かり事業等を組み合わせて実施することを可能とするため、庁内でのすみ分けが必要かと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情等で、一時的に家庭での保育が困難となった場合等において、保育施設で乳幼児を一時的にお預かりし、必要な保護を行う事業であるため、こども誰でも通園制度が創設されても引き続き現行の事業の継続は必要であると考えております。

両者は共通する点も多いのですが、位置づけや目的、内容、利用時間など異なるなど、明確な違いが示されておりません。実際に市内の保育現場からも違いが分からず困惑しているとの声が上がっており、両者のすみ分けについては、導入に向けての重点的な課題の一つとされていることが、こども家庭庁によって立ち上げられた学識経験者等による検討会の中間取りまとめにおい

ても報告されております。

今後、具体的な運用方法やすみ分けにつきまして十分に検討を重ね、保護者や保育現場において混乱を来さないよう適切な対応を取ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 すみ分けという課題も大きい課題ではございますが、一番のやはりこの運営していくに当たって、保育士不足が大きな課題といえます。保育士の労働条件の改善や地域における保育人材の確保体制の充実が大変必要だと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

本市では、既に保育士確保及び離職防止の取組として、民間保育園に勤務する保育士に対し、牛久市保育士等処遇改善事業補助金を交付しております。この補助金は、正規職員に対しては月額1万5,000円、その他非常勤職員に対しては、労働契約の労働時間に応じて、1万円または5,000円の補助を直接交付するもので、令和5年度は268名の保育士が本補助の交付を受けております。

本補助の導入により、平成30年度の事業開始時は、待機児童が61人発生していたのに対し、令和2年度には待機児童ゼロとなり、一定の成果を上げております。

また、本年2月には、茨城県南地区6市町の連名で、茨城県知事に対し、保育士等への処遇改善に向けた財政措置と処遇改善事業の実施、国に対し、全国一律での処遇改善に向けた財政措置と、処遇改善事業実施の要望についての要望書を取手市とともに提出してまいりました。

今後についても、こども誰でも通園制度の希望者数の増加など動向を捉えながら、引き続き本補助金を活用し、保育士確保と離職の防止に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 実際に、こども誰でも通園制度を知らない保護者に対して、関係機関を連携しながら、どのように周知をしていくのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 こども誰でも通園制度の周知につきましては、本市における概要と手順がまとまり次第、速やかに実施してまいります。周知方法としては、まず個別の案内を行います。妊娠期から始まる切れ目のない牛久市の子育て支援の様々な支援のタイミングにおいて、直接面談にて内容を説明し、制度を利用しやすい環境をつくってまいります。

面談場面の一例として、母子健康手帳交付時、赤ちゃん訪問や各種健診時等が上げられます。そのほか地域での声かけ支援にもつながるよう、広報紙や市ホームページ、メルマガなどにより、広く市民の皆様に制度を伝えてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 市民の方にしっかりとこのこども誰でも通園制度、誰でも利用ができて、1か月10時間利用できるというのをお母様方にしっかり伝えていただきたいと思います。その運営の中で、現場の声が、今、戸惑っている声が出てきております。導入した際、在園児と

同じクラスで過ごすのか。改めて利用者のみのクラスをつくり、保育士を新たに配置するのか。障害児の加配配置はどのようにしていくのか。導入に向けて、現場では混乱が起きている状況でもあります。様々な課題解決がありますが、子供たちのため、また、保護者のための環境整備をぜひよろしくお願いいたします。

次に、ひとり親家庭の支援について伺います。

国のひとり親を対象とした支援は、昭和39年に母子寡婦福祉法が制定され、現在は、母子及び父子並びに寡婦福祉法となり、父子家庭が支援対象となったのは、法施行後50年を経た平成26年からとなっております。

厚労省の推計では、ひとり親世帯は国内約142万世帯、母子世帯では8割以上の母親が、働くが平均の年間就労収入は200万円で、コロナ禍で仕事を失い、生活に行き詰まる例も少なくありません。これを受け、国においても支援策を拡充しているところであります。市として今後どのような事業を考えていくのか、お伺いいたします。また、母子世帯、父子世帯の世帯数を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 母子及び父子並びに寡婦福祉法は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的に制定されており、市におきましては、この法律の目的や基本理念に基づき、ひとり親家庭への支援を展開しております。

令和2年の国勢調査の結果によりますと、令和2年10月1日時点の牛久市におけるひとり親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る母子世帯は436世帯、父子世帯は76世帯です。参考といたしまして、18歳未満の世帯員のいる世帯数は7,813世帯となっております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 母子世帯は436世帯、父子世帯は76世帯ということで、ひとり親家庭、特に母子家庭が増加傾向にある中で、政府は様々な手当の支給や支援などを行っております。

ひとり親家庭の増加により、経済的に厳しい状況に置かれており、その状況から、自立していくためには、支援が必要な人に行政サービスを十分に行き届けることが求められております。

また、状況はそれぞれであり、複数の困難な事情を抱えている人も多いため、それぞれの事情に合った寄り添った支援や、一人で過ごす時間が多い子供に対して、学習も含めた支援、自立するための安定した就労が可能となる支援などが必要とされておりますが、ひとり親家庭に対する支援サービスにはどのようなものがあるか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 市で実施しているひとり親家庭への支援サービスといたしましては、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される児童扶養手当や、保険適用を受けた医療費の一部負担金を助成するマル福制度のほか、就職に有利となる看

護師や保育士、介護福祉士等の資格を取得するための養成機関に就業する間において、就業と生活との両立を支援するための高等職業訓練促進給付金等支給事業等があります。

また、茨城県におきましても、仕事に関する相談支援や、ひとり親家庭を対象とした福祉資金の貸付制度等を実施しており、こども家庭課では、これらの支援サービスの情報提供や、利用に関する支援のほか、子育てに関する相談対応等を行っております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 それでは、支援サービスの利用実績はどうなっているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 支援サービスの利用状況についてお答え申し上げます。

児童扶養手当は、令和6年3月末時点で、受給資格者が605人、そのうち手当の支給を受けている方が471人、所得が限度額を超えていることにより、手当の支給が停止している方は134人です。受給資格者数には、子供の祖父母等、他の世帯員がいるひとり親家庭も含まれるため、先ほどの母子世帯、父子世帯の合計を上回る数字となっております。

次に、いわゆるひとり親マル福の利用者は、令和6年4月1日時点で493人です。

最後に、高等職業訓練促進給付金等支給事業を令和5年度に利用した方は7人で、内訳は看護師が5人、美容師が1人、製菓衛生士が1人です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 それぞれの利用実績を伺いましたが、この支援サービスは利用しやすい手続となっているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 ひとり親家庭への支援サービスにつきましては、利用の要件や所得制限等が細かく決まっているものもあるため、パンフレット等を用いて個別に丁寧に説明しております。

また、手続の際には、必要に応じて一緒に書類を確認しながら、記入方法や添付書類の案内をするなど、利用者が安心して手続できるように努めております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 それらの支援サービスの情報をどのように対象者に届けているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 ひとり親家庭への支援に関する情報につきましては、市ホームページや広報紙で広く市民の方にお知らせしております。

また、ひとり親家庭への支援サービスは幅広いため、市では、主な支援を総合的に盛り込んだ牛久市ひとり親応援ポケットガイドを作成しており、離婚届出時やひとり親家庭への支援について相談を受けた際に、このポケットガイドや、県が作成したパンフレットをお渡しして各種制度を御案内しております。ポケットガイドは、こども家庭課窓口に設置しているほか、市ホームペ

ージからも御覧になれます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、習い事への助成の考えについて伺います。

ひとり親家庭の7割が親子2人暮らしで、その中にはヤングケアラーも存在し、親が子に勉強を教える余裕がないのが現状であります。学習塾やスポーツ教室等や通信教育費の助成が必要ではないかと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 ひとり親家庭の保護者の多くが就労しており、仕事と育児を両立する中で、子供の学習面の支援を一人で行うことは負担があると考えます。

学習面の支えとして、学習塾等を利用する方法もありますが、こども家庭課で実施している令和5年度ひとり親家庭アンケートの結果におきましても、回答した467人のうち、約45%の212人が、塾や家庭教師等の学校外の教育費の負担が大きいと答えており、このことから、経済的理由により利用を諦める家庭もあるのではないかと推測いたします。

市では、習い事費用の助成は行っておりませんが、ひとり親家庭にかかわらず、小学4年生から中学3年生までを対象とした、うしく放課後カップ塾を市内各小中学校と義務教育学校で行い、放課後の児童生徒の自主学習のサポートを行っております。また、市内で無料の学習支援を行っている民間団体に関する情報提供も行っております。

現時点で、習い事にかかる費用の助成について実施の予定はございませんが、助成を行っている自治体等の状況把握を行い、ひとり親家庭等の子供の教育支援について検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 今御答弁で、小中学生が対象の御答弁でございました。ひとり親の中では高校生を育てているひとり親もおります。その中で、やはり義務教育を終えた後、高校卒業した後、大学受験、専門学校へと進みたいが、そのための学習塾へ通う金銭面がないため、本人たちが自ら1年留年をして、大学進学へ向かうというような実情もございます。

もちろん小中学生の進路の問題も大事であり、私自身もカップ塾においては、とても高い評価をしているところでございます。その後の義務教育を終えた後の子供たちの進路の問題もございしますので、そこもひとり親の家庭の皆さん方がいつも悩んでいる経済的なところでございしますので、また、そこも含めながら、この習い事への助成の考えの幅を広げて考えて支援をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これは御答弁要りませんので。

次に、ひとり親家庭休養ホーム制度であります。

この制度は、ひとり親家庭の保護者と20歳未満のお子さんが親子そろってレジャーを楽しんでいただくために、自治体が指定する施設の利用料を一部助成します。市として、この制度をどのように対応されているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 ひとり親家庭休養ホーム事業につきましては、東京都内や名古屋市等の一部の自治体が、ひとり親家庭の休養やレクリエーションを目的として実

施していることを把握しております。

子育て世代にとって、親子そろってレジャーを楽しむことは重要であると承知しておりますが、その楽しみ方は家庭ごとに多様化しているとも考えております。市といたしましては、ひとり親家庭休養ホーム事業を、ひとり親家庭を支援する施策の一つと捉え、実施自治体の現状を把握しつつ、現在のひとり親家庭の実情に応じた実施可能な支援施策を検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 団体で動く遠足等は、ひとり親家庭が団体に入会すれば、年1回遠足に行くというような行事があることも知っているんですけども、親子で行く、親子で行きたいけれども資金がない。そのために、市のほうで、また他市町村でもそのような実施がありますので、ぜひ調査研究していただいて、実施に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、父子家庭への支援の充実についてであります。

母子家庭と父子家庭が抱える課題は違うと思います。母子家庭では仕事、父子家庭では家事という大きな声が届いております。また、母子家庭に比べ、父子家庭が子供について悩んでいることは、食事、栄養、衣服、身の回りという生活に関することであります。

女性目線での支援や、女性が利用しやすいものが多く、父子家庭では利用できるような広報の仕方ではないというふうに感じられます。そもそもひとり親というところには父子と母子、そういう区別がないというふうになっておりますが、どうしてもやはり母子をイメージしてしまうものばかりであります。

市として、父子家庭が必要としている支援を、児童扶養手当の申請の際のアンケート調査の際に聞き取りをしていただき、必要とする支援制度を利用しやすくできるよう、父子家庭への支援の充実について伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 ひとり親家庭が抱える課題としては、経済面や仕事面のほか、家事や育児を一人で行うことの負担等があり、特に父子家庭においては、家事や育児を負担に感じる人が多いと考えております。

市では、ひとり親家庭を対象とした公的な家事支援のサービスは実施しておりませんが、家事に関する支援について相談があった際には、茨城県が実施する茨城県ひとり親家庭等日常生活支援事業における、家事支援や民間のサービスを御案内しております。

父子家庭につきましては、国勢調査の結果からも分かりますように、母子家庭と比較して世帯数が少ないため、父子家庭の現状を把握する機会は限られております。市といたしましては、毎年8月の児童扶養手当の現況届や離婚等の手続時、また随時の相談の機会を捉えて、父子家庭の方からも丁寧に話を聞き取り、その家庭が抱える課題について必要な情報提供を行う等、きめ細やかな対応を行っております。

また、こども家庭課においてだけでなく、保育園や学校等、ひとり親家庭の保護者と接する機会のある関係機関と連携を取り、それぞれの現場で寄せられた意見等も把握しながら、ひとり親

家庭の方が必要な支援を利用できるよう取り組んでおります。

児童扶養手当の現況届の際に実施するアンケート調査につきましては、必要な支援が聞き取れる内容への見直しを行うことを予定しており、ひとり親家庭の方への支援の充実に向けた実態の把握に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、就活応援の考えについて伺います。

市として、就職活動をどのように応援しているのか。ひとり親家庭のお母さんやお父さん、そのお子さんが就活を始める際に困ることは、スーツの用意といわれています。

他の自治体では、スーツを無料貸出し、スーツレンタル料の半額分を助成する平塚市ひとり親家庭レンタルスーツ等補助金制度を開始しました。

スーツだけではなく、かばんや靴まで貸出しをしているところもあります。また、事業主に向けて、市のホームページで、生計を支える仕事と子育てを両立させねばならないため、就職に際し、困難に直面することが少なくありません。

このような状況を理解していただき、ひとり親家庭の親が応募しやすいよう配慮をした求人情報の提供のお願いをして、ひとり親家庭の就業を御支援くださいと周知していくのも大切だと考えますが、伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 ひとり親家庭の安定した生活と自立のためには、仕事を継続して持つことは重要であるとの認識から、就職活動に関する支援として、市役所で実施するハローワークの出張相談の利用案内、県で実施している仕事に関する相談等の情報提供を行っております。

ひとり親家庭の保護者や児童の就職活動の際に必要なスーツやかばんの支援等につきましては、実施している自治体の状況を把握するとともに、ひとり親家庭が就職活動の際に求める支援について、アンケート等の機会を利用し、実態の把握に努めてまいります。

また、ひとり親家庭の方が応募しやすいような求人情報を事業主に知ってもらう取組として、ハローワーク等の関係機関に、ひとり親家庭の現状を伝える等、市としてできることから取り組んでいきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、HPVについて伺います。

令和4年4月にHPVワクチンの積極的勧奨が再開され、およそ2年がたちました。積極的勧奨再開とともに実施されたキャッチアップ接種も、3年間の期間限定設置ですので、本年度末に終了予定となっております。

令和5年12月14日には、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本医師会は、3者連名で厚労大臣に対し、子宮頸がん排除へ政策に対する要望書を提出しました。HPVワクチンの接種を推進するために、キャッチアップ接種周知のための政策の充実及び今後の接種状況を踏まえ、必要に応じたキャッチアップ実施期間の延長が要望されました。

また、本年2月2日には、厚労省は事務連絡にて、HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知についてを発出し、キャッチアップ接種期間が残り1年となることを踏まえ、対象者に再度の個別通知を行う等、周知を徹底するよう依頼が出されています。

令和6年1月26日に開催された第100回厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）では、生まれ年度ごとのHPVワクチンの累計初回接種率の分析データが公表されました。過去接種分を鑑みると、80%を超える世代がある一方で、10%にも満たない接種率の世代もあり、さらには、生まれ年度によって接種率が大きく異なることが分かりました。特に2000年度以降生まれの多くの世代で、累積初回接種率が30%を切っており、依然、接種率の底上げが必要な状況です。制度終了までに集中して接種率向上に取り組む必要があります。

私は、これまでも議会を通じて対象の方への個別通知の送付を要望し、実際に個別通知による周知を実施していただきました。しかし、接種率が依然として低いことには大変驚いております。接種率が上がらない要因として、HPVワクチンのリスクについて心配する声をよく聞きます。

厚労省が行ったHPVワクチンの意識調査では、接種することで、報道で見たような健康被害が起きるのではないかと思っているかという問いに対し、本人の38%、保護者の49%がそう思うと回答しております。

また、大阪府が実施したHPVワクチン接種対象者に対する意識調査でも、未接種の娘を持つ親及び本人が接種していない理由については、副反応や後遺症が怖いからとの回答が最も多く、本人、保護者ともに60%を超えていたことが公表されています。なかなか上がらない接種率の背景には、こうした過去に報道された健康被害に対する恐怖心や懸念があり、これらが接種の妨げになっていることが想定されます。

そこで今回は、こうした対象者からの不安の声に対する事実確認と、本市の今後の対応を確認したいと思います。

HPVワクチンは、約9年の積極的勧奨差し控えから、様々な検討を経て、積極的勧奨が再開されました。積極的勧奨の再開に関する説明は、行政用語や専門的な用語も含まれており、市民には非常に分かりにくいと思いますので、確認させてください。今、国は対象者にHPVワクチンを接種することを勧めているのでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 HPVワクチンにつきましては、接種後の特異な副反応の症例を受けて、国は平成25年6月に、接種後に生じる多様な症状等について、国民に十分な情報提供ができるまでの間、定期接種の積極的勧奨を差し控えることを決定いたしました。

その後、安全性、有効性の研究を重ね、令和3年11月、厚生科学審議会副反応検討部会、安全対策調査会の合同会議において、現在のエビデンスによれば、ワクチンの安全性について特段の懸念は認められないとして、健康被害に苦しむ人たちに寄り添った支援の継続を行いながら、令和4年度からは積極的な勧奨の再開をすると決定して今に至ります。

HPVワクチン接種につきましては、現在、他の定期接種と同様に、予防接種法第8条の規定により、対象者に対し、接種勧奨をすることとされており、今年度末で定期接種の対象から外れ

るキャッチアップ対象者も含め、接種の周知を徹底するよう促す文書が、国や県から複数発出されております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 接種の周知を徹底するよう促す文書が、国や県から複数発出されているということで、平成22年度から24年にかけて、実施された子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業の頃に接種した世代、1995年度生まれから1999年度生まれの方です。当時70%を超える接種率となっておりました。この世代へのワクチンの有効性は示されていますか。また、海外も含めHPVワクチンの効果はどのように評価されているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 平成22年11月から平成25年3月までに行われた子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の際は、2価と4価のHPVワクチンの接種が行われていました。このワクチンは、子宮頸がんの原因の50から70%を占めるHPV16型と18型のウイルス感染を防ぎ、その予防効果は65から71%、また、令和5年4月から定期接種可能となった9価ワクチンについては、子宮頸がんの原因となる7種類の型の感染を防ぐことから、予防効果は80から90%といわれています。

なお、接種後はHPV感染予防効果を示す抗体が、少なくとも12年後まで維持される可能性があることが、これまでの研究で示されております。

接種開始から10年以上が経過し、接種率が8割以上のイギリスの事例によると、ワクチン接種による子宮頸がんの発生減少率は、12から13歳接種群で87%、14から16歳接種群で62%、16歳から18歳接種群で34%となっており、御質問の世代である1995年から1999年生まれにつきましては、接種時の年齢は12から17歳頃であり、12から16歳においては、高い有効性が示されております。

なお、世界保健機構（WHO）においては、子宮頸がん制圧のために、2030年までに各国がHPVワクチン接種率90%以上、子宮頸がん検診受診率を70%以上とするなどの目標達成に向けて取り組むことを提言しております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 高い有効性が示されているという答弁がありました。本市では、これら接種対象者や保護者の不安を払拭するような情報提供はできておりますでしょうか。最も接種率が高かった緊急促進事業の際の接種時代と比べ、接種率は十分といえるのでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 市では、HPVワクチンについて効果や副反応について正しく理解し、接種について、本人や保護者が判断するための支援として、産婦人科医による講演会の実施や、保健センターロビーにはHPVワクチン情報コーナーを常設し、必要な情報をいつでも得られるようにしております。

また、個別に新規に接種対象となる小学6年生女子へは、毎年3月の接種券送付時にワクチン

の情報を記載した案内文を同封しております。案内文の内容につきましては、牛久市医師会と協議を重ね、接種についての効果とリスクの双方について、正しく理解していただくためのものとなっております。

接種率につきましては、平成22年11月26日から開始されたワクチン接種緊急促進事業時においては、13から16歳女子が対象となっており、牛久市での接種率は、中学2年生において83.7%でありました。令和5年度につきましては、1回目接種において、国が39.9%、茨城県が44%のところ、牛久市は小学6年生からキャッチアップまでの年齢別で11.6%から28.9%となっており、その平均値は18.9%であることから、国や県と比較すると接種率はまだ低い状況ではありますが、令和4年度の平均接種率15.1%と比較すると上昇傾向にあります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 国や県と比較すると、接種率はまだ低い状況であるという答弁で、令和4年度の平均接種率を比較すると上昇傾向であるということで、ワクチンに対する正しい理解や、接種が進んでいない現状を踏まえると、キャッチアップ接種期間を延長する必要があると考えますが、いかがでしょうか。キャッチアップ接種の期間延長について、国の検討状況や市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 キャッチアップ対象者の接種期間につきましては、令和6年5月30日に行われました国のHPVワクチンに関わる自治体説明会の資料において、キャッチアップ対象者の接種期間は、令和4年4月から令和7年3月までの3年間と明記されており、市の対応として、対象者に広く周知徹底するようにと重ねて指示があったことから、延長の可能性はないものとして、キャッチアップ接種の周知に注力しているところです。しかしながら、全国的にも接種率が低いことから、今後の国の動向を注視してまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 制度の延長について実現が難しいのは理解いたしました。それであれば、現在のキャッチアップ期間内にできることを精いっぱいやる必要があります。このままワクチンの安全性に対する正しい理解の不足が原因で、決断ができないまま公費での接種期限を迎える方がいないように、不安に寄り添った内容で何度も個別通知を実施する必要があるのではないのでしょうか。

積極的勧奨の再開などもそうですが、行政用語は一般の方には分かりづらいと思います。どう言ったかではなく、どう伝わったかがとても大事だと思います。分かりやすい表現での繰り返しの周知をぜひお願いいたします。

キャッチアップ接種の期間は令和7年度末でございます。接種にかかる期間を考えると、年度の前半に集中して対応することが必要であります。市独自の取組として、キャッチアップ接種対象の方への期間延長が困難との見解であれば、少なくとも市民の不安を払拭できる分かりやすい表現で、繰り返し郵送通知実施を要望し、次の質問に移らせていただきます。

HPVワクチンの男性への独自助成についてであります。

日本では、子宮頸がん予防として女子のみに定期接種となっているHPVワクチンですが、男性が接種することで、男性自身のHPV感染による疾病を予防できるだけでなく、パートナーへの感染防止もできることから、海外では現在59か国で、男女ともに公費負担で接種できるようになっております。

一方で、日本では男性へのHPVワクチンの接種は定期接種化されておらず、希望者は自費での接種となっております。日本では男性に使用が認められている4価ワクチンは全額自己負担の場合5万円ほどかかるといわれており、自分やパートナーを守るためにワクチンを打ちたいと思っても、費用が高額で断念せざるを得ないというケースもあるそうです。早期の定期接種化が望まれております。

また、これまで令和4年11月には、男子大学生らが男性へのHPVワクチン定期接種化を求める署名を厚生労働省に提出したり、令和5年12月には、日本医師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会の連名で、さらに本年3月8日には、予防接種推進専門協議会による男性へのHPVワクチン定期接種化を求める要望書が厚生労働省に提出されるなど、当事者や専門家たちからの多くの声も上がっております。

そして、令和6年3月14日に開催された厚生科学審議会第24回予防接種ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会において、HPVワクチンの男性への定期接種化の議論が行われました。

検討の結果、男性への接種については有効性や安全性は認められるが、費用対効果には課題があると評価されたようです。ただ、審議委員の専門家からは、がんは治療が困難であり、罹患した御本人やその家族の治療による金銭的な負担や身体的な痛み、精神的な苦痛など、その本人、御家族にとっては、人生を大きく変えてしまう疾患であること、それを費用だけで評価していいのかという意見。ジェンダーを考える国内外の社会情勢を考えると、G7の中で、男性への接種がされていないのが日本だけということも言われております。ジェンダーニュートラルとVPDの考え方も踏まえて、総合的に判断していただきたいという意見もあり、男性の定期接種化について引き続き審議していくこととなっております。

このような中、国の定期接種化に先んじて、男性のHPVワクチンの接種費用を助成する自治体が全国で増えてきております。令和4年度に青森県平川市が全国で初めて助成を開始し、以降、令和5年度、令和6年度と助成自治体が増え続けているようです。

そこでお伺いたします。現在国内でHPVワクチンの男性への独自助成を開始した自治体はどのくらいありますかでしょうか。令和5年度より前に開始した自治体と、今年度より開始した自治体をお示してください。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 男性への独自助成を国内で実施している自治体の数につきましては、国においても把握はしておらず、お答えできませんが、茨城県内では、令和6年4月から水戸市、龍ヶ崎市、6月から大子町の3自治体で助成を開始しており、それ以前に開始しているところは

ございませんでした。3自治体ともに、対象者は定期接種の対象年齢と同じ小学6年生から高校1年生に相当する男性としています。

なお、令和6年4月の接種実績は、水戸市3名、龍ヶ崎市1名となっております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 令和5年度より男性へのHPVワクチン独自助成事業を実施した埼玉県熊谷市では、小6から高1までの男性4,143人のうち2%の接種を想定し、事業費約450万円を計上し、開始したと報道されておりました。

本市で同様の想定で独自助成事業を計画した場合、対象者は何人で、かかる費用は幾らになるのでしょうか、お伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 令和6年5月1日現在、小学6年生から高校1年生までに相当する男性は2,068人であり、2%の接種を想定すると42人で、男性の場合は4価のワクチンを3回接種することとなっており、その事業費は211万4,280円となります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、厚生労働省は、男性への有効性、安全性については問題ないと認めたものの、費用対効果に課題があるとして、定期接種化に関しては継続審議となっております。しかし、検討会の委員の先生方もおっしゃっていましたが、予防できる疾患、特にがんは命に関わる疾患でもあります。それを費用対効果で判断すべきではありませんし、議論を先延ばしすることで、ワクチンによって防げた疾患を発症してしまう方が出てくることになります。

また、ジェンダーギャップの観点からも、女性のみならずワクチン接種を強かず、男女ともにワクチンを接種し、男女のHPV関連疾患を防いでいくことは非常に重要ではないでしょうか。本市で実施を計画した場合の想定費用についても、211万とお答えいただきました。また、静岡県藤枝市では、半額程度の補助で助成を開始しておりまして、半額程度の補助ですと105万と、さらに2分の1の予算で開始することができます。

市民の健康を守り、本市でも男性へのHPVワクチン接種費用の助成事業を実施できないでしょうか。また、このHPVワクチンは、男性自身のHPV関連の健康、これにもつながってまいります。このような観点からも、市としてどのように考えられているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 HPVワクチンの男性への接種につきましては、藤田議員がおっしゃられたように、国においても定期接種化に向けて令和4年8月から検討を開始しており、令和6年3月14日のワクチン評価に関する小委員会では、男性への定期接種化の是非について、安全性、有効性、費用対効果等について議論されております。その結果において、ワクチンの有効性や安全性については一定程度認められるものの、費用対効果については課題があるとの見解でした。

男性がHPVワクチンを接種することでの女性の子宮頸がんの予防効果については、女性のワ

クチン接種率が高くなると影響は小さく、接種率が低いと影響が大きくなるなど、女性のワクチン接種率によってもその効果に違いが出てきます。また、現在、男性に対する接種可能なワクチンは4価ワクチン3回接種ですが、海外のように9価ワクチンを2回接種するという案も出ており、今後男性に対する9価ワクチン接種の薬事承認の状況によっては、新たなデータが加わることから、見解も変わると考えられるため、引き続きの検討が必要とされるとの内容でした。

これらを踏まえ、市では男性への助成に関しましては、不確定な要素が多いので、国の動向を見極めながら、引き続き情報収集をしていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 それでは、引き続き検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、HPV検査単独法の導入の考えについて伺います。

厚生労働省は、昨年、がん検診の在り方に関する検討会を開催し、各市町村が実施する対策型の子宮頸がん検診で、今年度4月からHPV検査単独法を導入いたしました。対象年齢は30歳以上で、5年に1回の受診間隔として、特に推奨する者を30歳以上60歳以下に設定されました。このことを受けて、市としての対応を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 HPV検査とは、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染の有無を調べる検査で、この単独法検査による検診については、厚生労働省のがん検診の在り方に関する検討会を踏まえ、令和6年2月14日に、がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針に追加され、令和6年4月1日より導入が可能となっております。

従来から行っている検査方法は、子宮から細胞を採取し、細胞の良性、悪性を判断する細胞診の結果により、精密検査が必要とされた場合は保険適用となり、医療機関を受診して詳細な検査を受けることとなります。

しかし、HPV検査単独法では、まず採取した細胞によりHPVの感染の有無を調べ、陽性であった場合のみ同一検体で細胞診が行われます。この細胞診までが検診の範囲内で行われ、ここで確定精検として、精密検査が必要と診断された場合のみ医療に移行します。

ウイルス感染検査と細胞診の2つの検査を組み合わせることによって、偽陽性と判断されるリスクも減り、有効性の高い検査方法とされております。

また、従来の検診間隔は2年ごとが推奨されていますが、HPV検査単独法では、追跡検査者を除き、受診者の約8割から9割が、5年に一度の検診でよいと見込まれることから、受診行動の負担軽減による受診率向上が期待されております。

一方、子宮頸がん検診は20歳以上を対象としているのに対し、HPV検査単独法は、30歳以上であるなど、対象者が異なることに加え、確定精検が不要と判断された場合でも、ウイルス感染が陽性である場合には、1年後の検診により追跡検査を行わなければならないなど、健診結果によって、次の検査時期や検査内容が異なるなど複雑性があり、適切な受診勧奨が行われなければ期待される効果が得られないことから、市町村や検診実施機関等における精度管理が重要となっております。

そのため、HPV検査単独法を市町村で実施するに当たっては、4つの要件を満たすことが条件となっております。

1つ、従事者が研修を受講すること。2つ、検診結果を保存するデータベース等を有すること。3つ、県及び市医師会と検診実施機関等との理解と協力が得られていること。4つ、住民への普及啓発を行うことが上げられており、これらの要件を満たした自治体から順次、令和6年度を皮切りに実施していくこととなります。

牛久市におきましては、現在は従来の方法で実施しており、今後の導入につきましては、牛久市医師会や検診実施機関等と協議を重ね、他市町村の動向等も注視しながら準備を進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 以上で一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、3番藤田尚美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番池辺己実夫議員。

〔5番池辺己実夫議員登壇〕

○5番 池辺己実夫 議員 改めまして、おはようございます。

今期、無会派で活動しています池辺己実夫でございます。

通告に従いまして、一生懸命質問してまいりますので、しっかりとした明確な答弁をお願いしたいと思います。

さて、令和6年の大相撲5月場所では、新しいヒーローの誕生で、大変大きく盛り上がったことは、日本中の国民の記憶に新しいことと思います。私からは、改めて御紹介するまでもなく、令和5年5月場所で、幕下付け出しからデビューした二所ノ関部屋の大の里が、所要7場所目で史上最速の初優勝を、新小結になったばかりという目覚ましい活躍が見られました。大の里関本人の努力はもちろんのこと、その弟子を指導される二所ノ関親方の御苦勞には、心から感謝と敬意を表すものであります。

ところで、私は以前、令和4年第1回牛久市議会定例会で、ひたち野うしく駅を中心とした、ひたち野地区市街地の活性化策として、二所ノ関部屋を中心としたまちづくりの可能性について質問をさせていただいた経緯があります。

そのときは、なかなか前向きな答弁というか、大変後ろ向きな答弁をいただいたと記憶していますが、今回は、二所ノ関部屋が阿見町へ移転し、部屋開きがあつてから、ちょうど2年がたち、また大の里関のような二所ノ関部屋の力士の活躍が目立つようになり、二所ノ関親方も着々と実

績を積み重ねているような状況の中で、今後、二所ノ関部屋の力士の生活圏でもあるひたち野うしく地区のまちづくりについて、これからどのように展開されていくのかについて、改めて質問したいと思います。

それでは、最初の質問は、ひたち野うしく駅から二所ノ関部屋へと続く通りの愛称についてであります。

令和4年第1回牛久市議会定例会で、ひたち野うしく駅から二所ノ関部屋へと続く通りに、二所ノ関通りと愛称をつけてはいかがとの提案をさせていただきましたが、その際には、その考えはないことであり、そのように前市政のときには言われました。

沼田市政となり、今後の二所ノ関部屋との連携についてのお考えを伺う前に、まずは、ひたち野うしく駅から二所ノ関部屋へと続く通りの愛称の命名についてを伺います。

前回質問をさせていただいたときの答弁では、通りの愛称の決め方は、道路愛称選定委員会で議論、審査され決定しているということでしたが、そのときにひたち野地区の道路の愛称は、平成23年当時に、駅東口から貝塚中根線までを、ひたち野東通りと決定し、また以前よりそこから二所ノ関部屋に向かう道路は、ふれあい通りという愛称が決定されているということを伺いました。

そこで、確認の意味から、まず市内の道路の愛称を決めるために、道路愛称選定委員会による審査の直近の事例について伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 通りの愛称につきましては、愛着を持っていただけるようにするため、市民から愛称を募集し、市民の代表者を中心に構成される道路愛称選定委員会による審査を経て決定されております。

直近の事例といたしましては、平成23年度に、ひたち野うしく地区の4つの通りに、ひたちの東通り、水辺通り、ひたち野大通り、運動公園通りと愛称がつけられました。選定に当たり、ひたち野地区内の通りであることから、地元のひたち野うしくまち育て協議会と協働で、市民より愛称を公募し、ひたち野地区の各区長さん、小中学校の校長先生、PTA会長などで選定委員会を構成していただき、決定をしております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 いや、今ちょっと私の耳が悪かったのかも分からないんですけども、直近と伺ったんですけども、直近が平成23年、平成23年というのは直近と言うんですかね。要するに選定委員会というのは、それまで全然開いていないということでしょう。

私が質問したのは2年前で、そういったのはやらないという、前政権のときだから、これは致し方ない、今のあれじゃないから、ちょっと語弊あるけれども、しょうがないんですけども、これも十数年前の話を、今ここで愛される愛称とか、そこに今、私に答弁したと思うんですけども、私も今回これ本当に質問するに当たって、駅の東口、ひたち野うしく駅の東口に立って市民に聞いて回ったんですよ。20人足らずしか聞けなかったんですけども、その中で、このひ

たち野東通りという名前、正直知らないんですよ。ふれあい通りというのは確かに皆さん知っていました。

それが愛されているとか、私にはちょっとその辺、理解できないんですよ。愛されるんだったら、私もこれ個人的なことばかりで言っているのではなくて、市民から二所ノ関のことを応援するんだったら、何か市で、確かに横断幕、今回やってくれてすばらしいのができていると思います、阿見と一緒にやったんでしょうけれども。でもこれ、例えば隣の龍ヶ崎市駅みたいな形で、私はやってくれということじゃないんですよ。もうあくまで愛称、例えば部落（「地域」に訂正あり）ごとに行くと、お宅、にせもん（「屋号」に訂正あり）の息子さんとか、そういった形で結構通ると思うんですよ。

呼び名というか、私は前市政のときにもお話しして、これは、けやき通りの話になりますけれども、あれだけ8万4、五千の人口のところに、もう7万5,000から8万の人が押し寄せた。そのところを、愛称を横綱通りとかごつつあん通りとかつけたらいいんじゃないかという形で言ったところ、それもやっぱり駄目でした。

ただ、駄目な理由が、喜んでいる方たちが大勢いるから。私は当時の部長さんとか次長さんに、喜んでいる人を100でも500でも連れてきてくれと話しました。だって本当にそれだけの数の人が本当に喜んでんなら、自分は1,000人連れてきますよ、本当に。

だって、例えば多数決がそういうふうな世界だったら、それは俺そうだと思うんですよ。よく、行政の言葉を借りるわけじゃないですけども、日本の伝統文化、牛久市の伝統文化を伝えるのは私たち牛久行政の役割ですとか、確かにいい言葉を書きますよね。でも、私が言っているのは、そういうことだと思うんですよ。

例えば、私も孫がいます。そういう孫に、例えば、じいちゃん、ここ何で横綱通りというのかと言われたら、よく聞いてくれたねと、72代横綱、稀勢の里というのが2回連続優勝して、その横綱が19年ぶりに日本人の、純粋なる日本人の横綱になって、当時の根本洋治市長というのが8万人の人が牛久に押し寄せて、黒だかりの中で、真っ白のベンツでパレードした通りなんだよと。これを語り継いでいくことというのが、逆に牛久の伝統文化を後世に残すことだと、私はその文章は大事だけれども、そういう思いで、私はその通りをそういうふうにしてほしいという気持ちで、私はやらせていただきました。

今回も、私は確かに牛久ではないのかも分かんない、二所ノ関部屋は。でもそれは阿見であれ牛久であれ、日本国中が応援している国技の大相撲ですよ。そこで本当にもう生活圏がひたち野うしくにある二所ノ関部屋、それを10年も前の話で、決まったからそれが直近の話ですか。私としてはどうも納得いかないから、再質は答弁できないでしょうけれども、私はその意見的にその辺のところをもう一度やはりしっかり、その愛称委員会を逆に開いていただきたい。それを開いていただけるかどうかぐらいの答弁はしてほしいと思いますんで、伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 まずは、最初の質問の直近の愛称につきましては、議員御指摘のとおり、それが一番最近の愛称ということになってございます。

その都度、愛称委員会というのは、先ほども答弁したとおり、そういう公募をして、その名前を決めるので、当時の区長さんとか、当時の校長先生とか、当時のPTA会長さんが集まっていたので、今現在は当然ないです。ずっと継続して置いてあるわけじゃないので、今現在はなくて、それは決定をしたときに、10年前の話だということなんでしょうけれども、それはそれで一部解散をされていると私たちは認識しております。

もう一度、愛称委員会を開いたらいかがですかという御質問ですけれども、これについては、新たなまた委員さんを委嘱して選ぶことにはなるとは思いますけれども、それも含めて慎重に検討する必要があるのかなというふうには考えます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 今ちょっと最後のところがよく聞こえないんですけども、開いていただけるのか、いただけないのか、その部分、はっきりちょっとしてもらいたいと思います。大事なことで、これ。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 開催するか否かにつきまして研究しようというふうに、検討しよう、研究しよう。開く、開かないというのは、今ちょっとここでは分からないので、それは関係機関とか、そういうところと決定をしたいというふうに考えます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 次回の定例会で、これを聞きますから、次回の定例会までには3か月あるんで、じゃその辺のところを開くか開かないかは、きっちりじゃ結論を出してください。よろしくお願いします。これは答弁結構です。

それでは、改めて阿見町と協議の上、ひたち野うしく駅、二所ノ関部屋へ続く通りを二所ノ関通りと愛称をつけることについて伺いたいと思いますが、今、選定委員会を開かないと阿見への打診もできないでしょうから、ここの部分に関しては答弁できればしてほしいですけれども、二所ノ関部屋の所在地は、確かに阿見町荒川本郷であることから、起点をひたち野うしく駅東口とし、終点を二所ノ関部屋とする道路の愛称を考える際に、阿見町との協議は本当にこれから必要と思われる。

改めて、阿見町とも協議の上、選定委員会を開いていただき、ひたち野うしく駅から二所ノ関部屋へと続く通りに、二所ノ関通りと愛称をつけることのお考えをお伺いしたいと思います、先ほど、もう一度持ち帰って検討するということなので、ここの部分は割愛させていただきます。

それでは次に、二所ノ関部屋と連携したまちの活性化について伺います。

最初の大の里の活躍を紹介しましたが、大の里をはじめ、今後の二所ノ部屋には、将来が有望な若い力士がたくさんいます。白熊や、私の後輩にも当たります東洋牛久卒業の、今度は名前を変えて、花の海になっていますが、やはり必ず力がついてきたので、上位に上がってくることは間違いないと思います。

これらの力士の活躍は、地域に本当に大きな勇気、活力をもたらすものだと思います。部屋の所在地は、何度も言いますが、阿見町ですが、隣接するひたち野うしく地区は、力士たちの生活

圏であり、二所ノ関部屋の存在は、ひたち野うしく地区のまちの風景となっているとも言えるのではないのでしょうか。

私が、この間、あそこの近くのうどん屋さんでうどんを食べていると、ちょうど白熊関が来て、池辺さんと声かけられたので、どうもと言ったら、高校生の女子高校生たちが、きゃあ、白熊よという形で写真撮りたいという形で、もうすごい喜んでいました。そういった本当に風景がさまになる、もう、ひたち野地区なんですよね。

そこで、二所ノ関部屋の活躍、発展と連携した、まちの活性化について伺います。

初めに、現状において、牛久市が二所ノ関部屋にどのような支援を行っているのかを伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

牛久市では、さきの大相撲夏場所において幕内最高優勝を果たした大の里関の優勝をたたえる横断幕を、ひたち野うしく駅連絡通路に掲示させていただきました。また、ワイン文化日本遺産協議会が後援会に加盟するなどの形で応援する体制を継続しております。

二所ノ関部屋には、大の里関だけでなく、地元高校の出身力士や、地元牛久市出身の若手力士が入門しており、当市としても良好な関係を継続すべきものであると考えております。

現在、予算措置を伴う金銭的な支援は行っておりませんが、部屋の所在する阿見町を軸とした広域的な連携体制を模索し、将来的には、ひたち野うしく地区から本市の活性化にもつなげていけるよう努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 本当に前向きな答弁で本当にありがとうございます。

次に、牛久市スポーツ推進計画に基づく二所ノ関部屋との連携の現状について伺います。

牛久市では、令和4年度に、牛久市スポーツ推進計画を作成しています。この計画の中では、スポーツ団体との連携強化の中で、日本相撲協会相撲部屋「二所ノ関部屋」との連携と検討がうたわれていますが、市民のスポーツ振興という観点から、現状においてどのような連携がなされているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 これまでの取組としましては、積極的な連携とまでは至っておりません。しかしながら、牛久市スポーツ協会において、協会50周年記念事業として、記念講演会を開催しようと話をさせていただくなど、積極的な連携に関しまして、できることを模索しているところです。

さきの答弁でも触れましたが、ワイン文化日本遺産協議会は、二所ノ関部屋後援会に加盟しており、その縁もあり、さきに行われた日本遺産フェスタをはじめ、様々なイベントにおいて、ビデオレターを寄せていただきました。親方をはじめとする二所ノ関部屋の皆様には、本市のPRに御協力をいただいているところです。

市といたしましては、これからも市スポーツ協会をはじめ、市内スポーツ行政に関わる分野の

皆様と協力しながら、二所ノ関部屋とのよりよい関係を保つ方策を検討してまいります。同時に、牛久市やひたち野うしく駅での横断幕の掲示やポスター掲示など、できる範囲での支援を継続しながら、牛久市をふるさととするこれからの子供たちの心に、日本古来の伝統の相撲が、二所ノ関部屋の名前とともに、しっかりと残るような連携を探ってまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 今の本当に答弁を聞いていて、まさしくそのとおりだと思います。ただ、私は、これはこちら側の議員さんたちもそうなんですけれども、やはり全員で二所ノ関部屋を応援していこうという形で、決議案までして全員で賛成したわけですよ。執行部のほうも、牛久市と二所ノ関部屋としっかりと連携を取っていこうという形で、多分発表しているんだと思うんですよ。

そういった中で、やはり、何でしょうね。東京で国技館でやる時、これから先、もう本当に名古屋へ行ったり、今度は名古屋場所になりますけれども、名古屋場所のポスターも琴櫻から今度大の里に急遽チェンジになりましたから、そのぐらいもう大の里というか、二所ノ関部屋は注目されているわけですよ。

そういった中で、やはりもう執行部の皆さんも議員の皆さんも、東京場所のときぐらいは2回に1回ぐらい、やはり応援に行って、升席でしっかりと応援していただいて、もうそうすると、何ていうんでしょうね、私がここの壇上で皆さんに訴えている気持ちが、特に選定委員会をつくるに当たっても、一度見に行っていたかと、これ選定委員会もすぐに開けるんじゃないかなぐらい私は思っています。これは答弁結構です。

次に、阿見町との連携による支援の実施について伺います。

阿見町では、令和4年6月の部屋開き以降、二所ノ関部屋の活動に際して様々な支援が行われているようです。皆様も御存じのように、部屋開きがあった令和4年には、親方に阿見大使を委嘱し、当時の新聞記事では、阿見の観光活性化を図りたい。町とふるさとで大相撲の面白さを広めようという意気込む親方が、がっぷり四つに組み合ったというような新聞報道がなされていました。

また、阿見町では、部屋との協力関係を築くため、連携推進委員会を設置し、その後、様々な連携の取組を行っているようです。ところで、牛久市スポーツ推進計画では、つくば市、土浦市、阿見町など、隣接する市町村との連携を強化しての公益的な視点でのスポーツの振興にも触れており、二所ノ関部屋との連携による地域活性化には、阿見町との連携は必要不可欠と考えられます。

そこで、今後、二所ノ関部屋のある地域の振興を考えた際には、阿見町との連携による支援の実施が有効ではないかと思いますが、お考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

阿見町との連携についてですけれども、牛久市では、さきにも答弁いたしましたが、大相撲夏場所において幕内最高優勝を果たした大の里関の優勝をたたえる横断幕を、ひたち野うしく駅連

絡通路に掲示をさせていただきました。

その際、横断幕を掲示するに当たって、阿見町のほうにも連絡を入れさせていただき、牛久市、阿見町との連名による横断幕としたところであります。また、今後の所属力士の活躍にもよりますが、牛久市、阿見町の両市町をまたいだ優勝力士のパレードなど、大きなイベントが開催される可能性もありますので、引き続き阿見町との連携を深め、よりよい支援策を検討していく必要があると考えております。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 これは参考程度に聞いてもらいたいんですけども、市で多分少しだけお金がかかると言うんですけども、マネジメント契約とか二所ノ関と交わせば、いろいろな形でお願い事をするにしても、スムーズに運ぶような気がします。検討してみてください。これ答弁、結構ですから。

続きまして、牛久市スポーツ推進計画に基づく、二所ノ関部屋の力士たちとの交流について伺います。

牛久市スポーツ推進計画では、プロスポーツ団体との連携強化とともに、子供たちの健やかな体づくりと体力の向上がうたわれております。この計画に基づき、市民、特に次世代を担う子供たちが、二所ノ関部屋の力士たちとの交流をする機会を創出してはいかかと思うのですが、お考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 二所ノ関部屋の力士との交流という点につきましては、次のようなことが考えられると思っております。

1つは、次世代を担う子供たちとの交流、もう一つは、現在、牛久市を支えていただいている市民との交流です。次世代を担う子供たちとの交流において考えられる方策として、小中学校、義務教育学校において実施されているキャリア教育での授業協力などが考えられます。

その道を極めた方、または極めようとしている方の話を聞くことで、自身のこれからの人生において必要なことを、子供たち自身が考えるとても良い機会になるものではないかと考えております。

現在、牛久市を支えている市民との交流においては、市のイベントへの参加協力をいただくことで、より二所ノ関部屋を身近に感じてもらい、部屋や所属力士を通じて、希薄になりつつある地域でのつながりの再構築、それぞれの地域活性化にもつながっていくものではないかと考えております。

いずれにしても、交流が生まれることによるメリットは、大変大きいものであると考えられます。さきの答弁でも申し上げましたが、市民の心にしっかりと残るような連携方法を検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 沼田市長に本当に、もう私の心がしっかり伝わっているような答弁をいただいて、本当にありがとうございます。本当に感謝します。もうぜひ今言ったことは実行

していただきたいと本当に思いますんで、これは大事なことで、実行すると言っていたいただいても大丈夫でしょうか、お願いします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 失礼しました。検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

議長、すみません、ちょっとうれしくて舞い上がってしまって、すみません、ありがとうございます。

ところで、二所ノ関親方の現役時代、大相撲のテレビ放送では、茨城県牛久市出身という館内放送が字幕表示とともに中継され、牛久市の知名度アップに大きな、大きな力があつたと思います。

そこで、二所ノ関部屋の力士の活躍、部屋の発展を、力士たちが暮らすまち、特にひたち野うしく地区のシティプロモーションに活用すべきと思いますが、最後に、二所ノ関部屋との連携した、ひたち野うしく地区のシティプロモーションについて、市のお考えを伺います。どうでしょう。力士に会えるまち、ひたち野うしく、こういった形で、ぜひシティプロモーションしていただきたい。そこを伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 稲葉健一市長公室次長。

○稲葉健一 市長公室次長兼秘書課長 答えいたします。

議員が御質問で触れられましたとおり、二所ノ関親方が現役時代、牛久市は稀勢の里関の出身地として、全国に広く知られることとなりました。その二所ノ関親方が、JRひたち野うしく駅から徒歩10分の当市に隣接した地に部屋を構えられ、ひたち野地区が、二所ノ関部屋所属の力士たちの生活拠点となっていることは、市にとりましても大変喜ばしいことでありますので、力士に会えるという視点でのプロモーションをすることも大変効果的な手段であると考えております。

今定例会に提出させていただきました補正予算案には、シティプロモーションのホームページを改修するための予算が組まれております。ホームページを改修する際には、二所ノ関部屋等、関係各所の協力が得られたならば、二所ノ関親方や力士のお薦めスポットとして、市の施設や店舗等の情報について紹介できるようなページ構成にしたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 本当にこれも前向きな答弁、ありがとうございます。

もうここにいる議員さんたちにしても、そちらの執行部にしても、よその市町村、特に本当に遠いところに行っても、名刺を出して、え、牛久ですか、稀勢の里じゃないですかと言って、すぐもう言われるぐらい牛久市を有名にしてくれたと。本当にこれは皆さん、私に言われるまでもなく分かっていることではないかと思います。ぜひ協力を得られたならばではなくて、協力をしっかりとしてもらって、すばらしい牛久のシティプロモーションをつくっていただきたいと思い

ます。

最初に紹介させていただきましたように、令和6年、5月場所での二所ノ関部屋の大の里の優勝は、二所ノ関部屋がひたち野うしく地区に隣接する場所に部屋を開き、そしてちょうど2年という節目の時期に重なりましたが、私は、今こその機会をまちの活性化につなげられないかと思ひ、そんな思ひから今回の質問をさせていただいたところであります。

愛称については、これまでの様々な経過があることを部長のほうから説明があつて、なかなか難しいんだなということも理解はしました。しかしその一方で、もう一度、愛称委員会を開いていただき、開いていただけるかの検討をしたいということも答弁でいただきました。また、二所ノ関部屋との連携については、スポーツ振興部局を中心に、本当に前向きな答弁をいただいたと思ひます。

いずれにしても、二所ノ関部屋は地域の財産であり、ひたち野うしく地区が二所ノ関部屋の力士たちに合えるまち、そのことは唯一無二の価値であると思ひます。

沼田市長からも大変大変前向きな答弁をいただきありがとうございます。牛久市、阿見町という自治体の区分にかかわらず、この地域に住む我々が、みんなで二所ノ関部屋を応援する取組の推進を心よりお願い申し上げて、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、5番池辺己実夫議員の一般質問は終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午前11時50分休憩

午後 1時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、5番池辺己実夫議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。5番池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 私が午前中、一般質問をした中で、部落という部分を地域に、屋号を古名を出した部分があるんで、そこを地域と屋号に訂正をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 この際、諸般の報告をいたします。

意見書案第4号の1件が提出されましたので、報告いたします。

次に、日程第2、議案第40号ないし日程第10、議案第48号の9件、日程第11、意見書案第2号及び、日程第12、意見書案第3号の2件を一括議題といたします。

○

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

議案第42号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について

議案第43号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第44号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第４５号 令和６年度牛久市一般会計補正予算（第１号）

議案第４６号 令和６年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第４７号 物品購入契約の締結について

議案第４８号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について

意見書案第２号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について

意見書案第３号 小学校、中学校及び義務教育諸学校の学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 これより、議案第４０号ないし議案第４８号の９件、意見書案第２号及び意見書案第３号の２件について順次質疑を許します。

ここで質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。

質疑の発言は自己の意見を述べることができないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、議題に関して明瞭かつ簡潔にその範囲を超えないようお願いいたします。

答弁に際しては、的確かつ簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力、委員会で質疑されますようお願いいたします。

初めに、議案第４０号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第４０号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第４１号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第４１号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第４２号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第４２号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第４３号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第４３号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第４４号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第４４号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第４５号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第４５号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第４６号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第４６号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第４７号についての質疑を許します。９番遠藤憲子議員。

○９番 遠藤憲子 議員 それでは、議案第４７号について、若干質問をさせていただきます。

今回購入する備品、おくの義務教育学校のほうですが、備品と消耗品についてのことなんですが、前に御説明あったときには、できるものは使用していく、取り外しが難しいものについては新たに購入をしていく、このような御説明があったと思います。今回、購入されるものについては、そのような内容で全部新規で購入するものと考えていいのかどうか。

それともう一点は、ほかの学校に比べまして、この金額、バランスもありますが、同等のものの購入を整備していくのかどうなのかということ、その点を伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

今回、おくの義務教育学校の新增築校舎の備品、こちらの購入につきましては、主に理科室の実験台と技術室の技術机、また音楽室の備品、机と、こういったものになるわけですが、全て新規で購入するというものでございます。

それから、ほかの学校と同等なのかという御質問でございますが、こちらは同等品ということでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○９番 遠藤憲子 議員 前に、取り外しが難しいものについて購入という御説明があったと思うんですが、そうしますと、現在このものについては全て新規の購入というふうに、今、部長の答弁あったと思うんですが、そうしますと、今まで使っていたもの、そういう備品、そういうものについて、机とか椅子とか、いろいろなものがあると思いますが、その何ですか、活用、利活用、そのまま新しいものに購入するのであれば、当然それが残るわけですが、その利活用については、教育委員会としてどういうふうに考えていくのかどうか。かなりの個数、その数になると思うんですが、そういう問題について、今後どういうふうに考えていくのかどうか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 再度の御質問にお答えいたします。

今回購入するもので、従前にあった机等備品でございますが、他の市内の学校において、もう使えなくなっているようなものがございまして、その辺との交換というところで、リサイクルを進めていければと思っております。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。５番池辺己実夫議員。

○５番 池辺己実夫 議員 私も今の遠藤議員と同じようにかぶってしまうところがあると思うんですが、ちょっと市民の方へ説明、自分がちょっとできなかったんで、一般教室とかなんかの椅子と机は、こちらの学校、こちらというか、何ていうんでしょう、まちというか、こち

らの牛久駅に近いほうにある学校から通うと思うんですよ、義務教育学校に。そうすると、その部分は、椅子とか机とか、余ったらそれ使うんでしようということと言われたんで、ここにちょっとのっていなかったんで、私もちょっと明確に答えられなくて、それは多分購入はしないと思いますよ、ここにのっていないんだからという形で答弁したんですけども、そのような形でお話ししたんですが、それが正しいのかどうかというのは、すみません。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 池辺議員の御質問にお答えいたします。

児童生徒用の机と椅子については、現在のものをそのまま使うということで、新たに購入することはございません。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 あともう一点、先ほど遠藤議員のところで、ちょっと私聞き取れなかったんですけども、義務教育学校の今までのものを、使っていたものをこちらに持ってきて、向こうは新しいものを入れるというふうに何か答弁聞こえたんですけども、それでよろしいんですか。新しいものは義務学校のほうに入れて、そのお下がりというか、古いものをこちらの学校に持ってくるという形でよろしいんでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 再度の御質問にお答えします。

全て、おくのの古いものをリサイクルするということではなくて、使えなくなっているような備品について利活用していくという意味でございます。

〔発言する者あり〕

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 市内の小中学校において、古くなって使えなくなってしまうような机を、おくののものを利活用して対応していくということでございます。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第47号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第48号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第48号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、日程13、意見書案第4号の1件を議題といたします。

○

意見書案第４号 地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守ることがを求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。１２番出澤 大議員。

〔１２番出澤 大議員登壇〕

○１２番 出澤 大 議員 意見書案の朗読をもって提案理由といたします。

意見書案第４号 地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守ることがを求める意見書（案）について。

大規模災害、感染症のまん延など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における「国の地方公共団体に対する補充的な指示」を盛り込んだ地方自治法改正案が５月３０日に衆議院で可決され、現在は参議院で審議中である。

地方自治の一端を担う牛久市議会としては、住民ニーズの把握が容易な地方へ大幅に権限を委ねるとした地方分権の趣旨や、憲法に謳われている地方自治の本旨を守る立場から、この地方自治法改正に深く憂慮するものである。

「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」についてはどのような事態を想定しているのか具体的に示されていない点、法定受託事務と自治事務を区別せずに国の指示権を論じている点、及び現行法では国の地方公共団体への「指示」は、個別法で「緊急性」を要件として認められているのに対し、一般法たる地方自治法を改正して、自治事務についても、個別法の根拠規定なしに、かつ「緊急性」の要件も外して、曖昧な要件のもとに国の指示権を一般的に認めようとするなどの点で問題があり、地方分権の趣旨や憲法の地方自治の本旨に反するものであると断じざるを得ない。

国は、地方分権の趣旨や地方自治の本旨を守るために、運用に当たっては極めて慎重に配慮し明確な運用基準を定めるとともに、上記の問題点を速やかに改正することを求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第４号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第４号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第４０号ないし議案第４８号の９件、意見書案第２号ないし意見書案第４号の３件については、会議規則第３７条第１項の規定により、サイドブックス登載の付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

つきましては、受託案件を審査終了の上、来る２１日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第１４、休会の件を議題といたします。

休会の件

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。明日１４日から２０日までの７日間は委員会審査、土日及び議事整理のため休会といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よつて、明日１４日から２０日までの７日間を休会とすることに決定いたしました。

以上をもつて本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後１時２８分散会